

# 岐阜県における農業協同組合の課題と展望

## ～岐阜県における農業協同組合の歴史的形成過程の検証と提言～

鈴木 誠 渡邊 優\*<sup>1</sup> 小川尚紀\*<sup>2</sup>

はじめに

第1章 岐阜県の農協の歴史の変遷過程

第2章 岐阜県農業協同組合の現状と課題

第3章 新たな農協活動の実践、そして展望

おわりに

はじめに

本稿は、本学地域経済研究所の共同研究活動の指定を受けて取り組んだ「岐阜県における農業協同組合の歴史的形成過程の検証」の成果をとりまとめたものである。共同研究では、1990年代の農協合併によって散在した県内農業協同組合の資料を収集し、岐阜県において農業協同組合が如何にして生成・発展・再編の過程を歩んできたかを、内部資料の分析を通じて明らかにしようとした。

農業協同組合法の公布、施行(1947年)によって1948年に全国に農協と連合会が誕生して63年の間に農業・農協をめぐる環境は大きく変わり、深刻化する日本と世界の食料・農業問題、農村、地域社会の変貌は、現在の農協に新たな課題を提起している。

ちょうどこの時期、国連は2012年を「国際協同組合年」と定め、国連のすべての加盟国、関係者に対して、協同組合の取り組みを進め、社会経済開発への協同組合の貢献に関する認知度を高め、協同組合にあらゆる人々が参加することを促している(第64回国連総会宣言、2009年12月)。

また、昨年10月に開かれた第25回JA全国大会では、「大転換期における新たな協同の創造」をテーマに、これまでの組合員間の協同という

基礎を強固にしなが、地域住民との協同など多様な人・組織と確固とした連帯＝「新たな協同」を通じて、さまざまな組合員の営農と暮らしの向上に努める課題をかかっている。それを受けて11月27日開催された第27回岐阜県JA大会は、テーマ「『農』を基軸とした組合員・地域のためのJAづくり」のために「地域資源を活用した地域農業振興と安全・安心な農畜産物の提供」「組織基盤・事業基盤の拡充のためのJAファンづくり運動の展開」「協同を支えるJA経営の変革」の3項目を決議した。全国大会と同じく「営農」と「暮らし」と「経営」という3本柱を明確に示し、協同組合組織としての原則論、原点に立ち返って組織を立て直し＝「協同組合の再生」で「大転換期」を乗り越えようという変化と特徴をみることができる。とりわけ今大会で初めて「JAファンづくり運動」というフレーズを用い、組織基盤の拡充に力を注ぐ姿勢をより鮮明にした。

「新たな協同」の実現へ、1992(平成4)年に県内の農協、生協、酪農、森林組合など5協同組合連合組織が締結した協同組合間提携が、「国際協同組合年」である2012年は締結20周年という記念の年になる。協同組合間提携の覚書で掲げた5つの課題、①生産と消費の交流の促進、②提携事業の推進、③協同組合施設・機能の共同利用、④健康・高齢化への対策、⑤環境問題への協同の取り組みを、それぞれの協同組合が総力をあげ協同して実践することが求められている時代であり、好機といえる。

岐阜県における協同組合の先駆者の存在と協同組合の歴史、発展過程を、農協関係者、また郷土史家から耳にし、歴史書に見る機会もあつ

\*1 岐阜経済大学大学院経営学研究科修士課程在籍中

\*2 岐阜経済大学大学院経営学研究科修士課程在籍中

たが、岐阜県の協同組合の歴史、運動史としてまとまった書物は発行されていない。とくに、最近の大規模合併と数度にわたる農協法の改正で進む制度の改革と現実の中で、営々と築かれてきた歴史から将来への課題と展望を見出すことは、農協関係者に限らず県民の多くから切望されているところである。

本稿では、最近の協同組合をめぐるこうした動向と、先達の著述、文献による検証、県内農業協同組合へのヒアリング調査から、いま協同組合に期待される内容、そしてそれを担うにふさわしい協同組合らしさとは何かを考え、今後の課題と展望について、対象を岐阜県の農業協同組合に限定し、何らかの方向を示そうとした。

## 第1章 岐阜県の農協の歴史の変遷過程

### 1-1 戦前の産業組合の時代

#### 1. 産業組合前史—農事会、農会の設立と活動

岐阜県の近世農村社会は、美濃地方が「頭百姓」（土着して開村した中世武士を先祖とする特権層）とその他の「脇百姓」として差別される「頭分制」があり、飛騨が天領という歴史的経過があって、協同組合の展開にも次のような特色が反映されていた。明治から大正、昭和へと発展する岐阜県の農業協同組合の特色として、初期には、美濃地方の一部に社会改良運動家や宗教家の慈善的で啓蒙的なリーダーシップによって二宮尊徳の「報徳社」の思想を継承する組織が農村社会において広がり、飛騨は後の産業組合法に連なる協同経済組織の動きが強いことがあげられる。

しかし、米が経済の中心的役割を果たし、農産物を主原料とする産業が多かった明治初期、富国強兵をめざす明治政府は、農業の振興を大きく取りあげ、1873（明治6）年設置された内務省に勸農局を置き、この勸農局が中心となって、全国を12大区に分け、さらに各府県に大小の勸農区を設け、農産共進会・農事会および農事通信等の方法によって農業振興に努めた（岐阜県は石川・滋賀県と共に北陸農区に編入されたが、後に東海農区へ所属した）。

岐阜県では1879（明治12）年から農談会を開き農事を奨励していたが、翌1880年勸農局から農事会の趣旨概則とともに普及を促してきたので、農事会の主旨である「農事に熟練した者が集って、耕耘・栽培から選種・農具・肥料、それに各種農産物の製法に至るまで互いに方法や意見を話し合う」ことを諒とした県は郡村農事会を急いで整えていく。同年6月、県内を27農区に分け、さらに206部落農会に細分し、これらの郡農区・部落がそれぞれ農事会の単位となって農事会が充実していった。

農事会が互いに通信を交流しあってその成果を学び、農事改良を競い合って進むために農事通信委員が置かれたが、1844（明治17）年に廃止されると、その事務は各町村戸長役場で担当することになり、各町村役場が管内の農業の景況と勸農事務の経過を郡役所へ報告し、郡役所は1郡の総計表を作って県へ期限内に報告することになった。

1894（明治27）年～1895（明治28）年には各郡町村に農会が組織され、農産物の共進会や品評会が盛んに開催されていた。

農事の一層の改良をはかるために、1899（明治32）年農会法が発令され、農会に国庫から補助金が出されることになった。さらに1900年農会令が公布され、それにもとづいて、市町村農会・郡農会も新たに設立されることになり、同年8月岐阜県農会が各郡農会をもって組織された。

農会は農事講和会・共進会・品評会・競技会・種苗交換会等を開く他、病虫害予防や耕地整理事業等も施行した。岐阜県農会は岐阜市京町に事務所をおき、その後継続して、農事の改良発達のために活動を続けた。市町村農会の会頭は市町村長、郡農会は郡長、県農会は県知事がそれぞれ会頭になることが多かった。

#### 2. 産業組合の設立と活動

明治政府の地租改正、さらに1881（明治14）年の松方財政（紙幣整理）によるデフレのもとで、増税と米価下落が重なり、農村では自作農の没落と小作地の増加、高利貸資本の青田買い

に苦しめられていた。深刻化する小作農民、農村問題の社会政策的改善方法として、政府は1900(明治33)年に帝国議会で提出したが産業組合法が成立する。

岐阜県における産業組合は、1908(明治41)年より1911(明治44)年頃までに、産業組合法によって旧町村毎に無限責任〇〇信用組合と称して組合員の出資により発足した。事務所はどこも役場内に設けられた。岐阜県における産業組合の歴史についてまとめた文献はなく、ここでは産業組合及び戦後の農業協同組合が最初に設立されている揖斐川町の『揖斐川町史』を参考に記述する。

当時の揖斐郡内町村には、小島信用組合(1908年)、大和信用購買組合(1908年)、清水信用組合(1909年)、揖斐信用組合(不詳)、北方信用組合(1911年)がそれぞれ創立された。これら信用組合の設立には、1900(明治33)年の農会法にもとづき組織されていた町村農会と郡農会が積極的に援助している。こうして信用組合は急速に発展した。

1917(大正6)年には名称を産業組合と改称し、さらに清水信用組合は同年6月有限責任清水信用購買組合、小島信用組合は1920(大正9)年有限責任信用購買販売組合と、それぞれ名称を変更して、金融の他に生活物資や生産資材の販売を行い、農産物や農産加工品等の出荷等も行なうようになった。

1936(昭和11)年、戦争が長引き、米麦の生産が不足してくると、5月には米穀自治管理法の制定、産業組合拡充5ヵ年計画は、組合未成立の市町村に対して組合を設立させ、全農家を強制的に加入させ、生産物の出荷と生産資材や生活物資の購買の全利用を行い、産業組合の系統利用を活用した経済統制機能を準備化していった。信用組合が米の統制事務を代行することになり、続いて米穀の供出事務を行なうようになった。さらに1937(昭和12)年に日中戦争が始まると、戦争遂行のために生産増強がますます重要となると信用組合の使命が変わって来た。そこで名称も産業組合と変更した。1939(昭和14)年米穀配給統制法が実施され、米麦の集

荷・配給事業を一元化し、産業組合で行なうようになった。同年10月には価格等統制令が公布されて、米穀を初めあらゆる生活物資に公定価格が定められ、一般商人による米穀の販売はお得意様の配給を扱う程度になってしまった。

日中戦争から太平洋戦争に発展すると、ますます米麦の生産量は低落し需給が困難になってきた。1943(昭和18)年に制定された「農業団体法」により、農村の生産物資の集荷体制を確立するため農業会と名称を変更し、旧農会と産業組合を統合一本化した。そして、大戦中は政府の米穀強制買上(供出)と食料の配給事務を司り、戦争遂行に協力した。農業会は時代の要請とはいうものの、戦時中は政府統制経済の下請け機関となって国策に協力したが、終戦後農村の民主化に伴い、農民のための組合でなくてはならないことから、1948(昭和23)年2月各農業会は農業協同組合と名称を変えて再出発することになる。

岐阜県の農村地域において産業組合が上からの官僚のリーダーシップに基づき成立し、戦時には政府統制経済の下請け機関し解散へ至るといふ不幸な歴史をたどった。協同組織は、協同組合に集う人々の意思を超え、時の政権の統制的機能に変質させられてしまうという重大な教訓も歴史は教えている。

## 1-2 農業協同組合の戦後の歩み

### 1. 戦後復興期の農協形成期

太平洋戦争が1945(昭和20)年8月15日に日本の敗戦で終わり、連合軍司令部(GHQ)が専制の廃止、教育の自由化、男女同権、労働者の団結権、経済の民主化を骨子にした占領政策を進めた。

戦後の農村では、GHQの農民解放指令(ポツダム政令)に基づき農地改革が行われ、それまでの多くの小作農は自作農となって地主制度が大きく改変された。この指令の中には農地改革の成果を守る農村、農民の経済組織として、戦時中の農業会に代わる農業協同組合をつくることも含まれており、1947(昭和22)年11月に農業協同組合法(農協法)が公布、同年12月に

施行された。農協法に基づき1948（昭和23）年から1949年にかけて、全国津々浦々に農協と連合会の設立が急速に進み、1949年1月までには全国で1万3,800もの総合農協が生まれた。

岐阜県における農協の設立は、全国的状況よりも早いテンポで進捗し、1948（昭和23）年4月15日に揖斐郡小島農協が第1号として認可されたのち、次々と設立が進み1948年末には350農協が誕生する。当時の市町村数329の1.06倍にあたる農協が設立されたが、全国の平均数値1.31倍に比べ非常に小さく、1市町村に複数の出資総合農協が設立された割合が極めて少ない点が注目される。同時に、信用、販売、購買、厚生にかかわる県段階の連合会も次々と設立された。

しかし、零細農家を基盤としていた設立時における農協経営は、規模のきわめて零細な、販売・購買事業を中心としたもので、設立早々ドッジ・デフレの洗礼を受け、1951（昭和26）年7月時点では70農協余りが「不振組合」に陥ってしまう。これは全国的な動向でもあり、政府は農林漁業組合再建整備法を制定し、その再建整備にあたった。岐阜県内では、49組合と2連合会が同法の対象となって、不良資産の処理や経営改善の努力を行った。

このような状況のもと、1954（昭和29）年には岐阜県農協中央会が設立され、組織指導、事業指導、組合経営指導、監査の指導と実施を重点とした事業を開始した。1953（昭和28）年には県共済連も設立され共済事業の取組みが始まった。

## 2. 経済の高度成長下の農協事業拡大期

### (1) 高度経済成長と農協経営基盤の確立

県農協中央会の設立、連合会の整備促進、共済連の設立などにより現在に至る系統組織が確立する一方で、単位農協においては、まだ経営不振から脱却できずにいる組合が数多くみられた。

1955（昭和30）年2月に全国農協中央会は系統組織の事業体制の強化と経営基盤の確立をはかるため、「総合事業計画樹立実行運動」を提唱した。岐阜県における取り組みはそれよりも早く、県農協中央会が発足した1954（昭和29）年からこの運動が取り上げられ、以降1958（昭和

33）年にいたる約3年半にわたり実施された。運動の主な内容は、組合員が作成した「わが家の営農計画書」基礎に単位農協の事業計画を樹立することと、計画の執行、実績検討のための諸会議、研究会が行なわれたことである。

1956（昭和31）年11月に開催された第4回全国農協大会では、総合事業計画樹立実行運動はそれなりに成果をあげているが、まだ不十分な面も多くあるとして、今後これをさらに強化するとともに農協が真に農村の経済中枢機関としての実体を確立するため、「農協刷新拡充3ヵ年計画」を樹立実行することが決議された。

岐阜県においては1957（昭和32）年開催の農協法公布10周年記念岐阜県農協大会において、「農協刷新拡充3ヵ年計画の完遂に関する決議」を採択し取り組みを開始、さらに1958（昭和33）年の第6回、1959年（昭和34）の第7回農協大会では全国段階で示された重点事項をうけ、これを3ヵ年計画の重点事項として完遂することを決議し、県下系統農協が一体となって運動を展開した。

この結果、営農指導員が専任で108名、兼任も含めると307名となり営農指導体制が強化され、農事改良組合、農協婦人部、青年部の育成強化も積極的に進められ、特に青年部においては、県組織が結成されるなど、農協組織の整備強化がはかられた。教育活動面についても、有線放送を行なう組合が8組合から21組合へと増加し、県有線放送連絡協議会が結成され、機関紙発行組合も10を数えるにいたるなど、大きな成果を上げた。また、事業面でも1959（昭和34）年の伊勢湾台風により甚大な被害を受けたにもかかわらず、1960（昭和35）年度決算では欠損組合はわずか3組合となり、経営状況も著しく好転した。

しかし、戦後一時的に増加した農村人口も就業機会の拡大によって都市および農業以外の職業へ流出し、専業農家数は減少、兼業化率も高く、農家経済に占める農業所得のウエイトは低い当時の岐阜県農業の変化と特質は、農協の販売事業の停滞、これを信用事業面で補うといった農協の経営、事業に影響を与えていた。このような事情は必然的に組合事業に対する組合員

の期待を多様化させるものであり、合併による農協経営、事業基盤の拡充の気運が高まった。

1961(昭和36)年施行され、その後4回にわたる延長が重ねられ1977(昭和52)年まで続いた合併助成法に基づき、県下農協の合併が進行する(1960年組合数344から、1968年197へと合併)。

この中であって、1963(昭和38)年に組合員10,300人余を擁する岐阜市農協が、市内24農協の参加により誕生したことは、大型合併の先駆をなすものとして全国から注目された。

農協合併の進行は単協に規模の拡大と経営の安定をもたらした反面、系統組織の2段階制、全国連への直接加入など連合会を中心とした系統組織の根幹にふれる問題を引き起こした。

## (2) 農協再編成期

1965(昭和40)年以降の農業基本法による構造改善政策などの推進にもかかわらず、経済の高度成長のもとで兼業農家の増大、農産物輸入の増加などにより農業生産は停滞し、農業の衰退傾向があらわれてきた。1969(昭和44)年に入ると日本の農業は、国際的な農産物の需給緩和と諸外国の貿易自由化攻勢の中で、米の過剰問題や大資本の農業部門への進出など、かつてない厳しい情勢下にさらされ、農家の農業や生活の将来に対する不安が大きくなっていった。

このような情勢を反映して、1967(昭和42)年11月開催の第11回全国農協大会で「農業基本構想の推進に関する決議」を採択、農業者、農協の立場に立った農業の未来像、農業構想を作成した。

岐阜県においては1968(昭和43)年10月の農協創立20周年記念岐阜県農業大会で「岐阜県農業基本構想の策定と推進に関する決議」を採択、1969(昭和44)年7月「岐阜県農業の展望と農協の役割」としてこれをまとめあげた。

この県農業基本構想に基づく農協の再編成のため「岐阜県農業協同組合再編成推進要綱」を決定し、県農協中央会は県下の農協を29とする広域合併構想を思案として示し、広域合併に対する県下農協の具体的検討材料を提供した。

このようにして、県下の合併は次々と実現を

みることとなり、1974(昭和49)年には県下の農協数は91農協、1977(昭和52)年には85農協となった。

1969(昭和44)年から1973(昭和48)年にかけての5年間は、系統農協が、広域合併と高度成長の最後の波にのって、組織基盤と事業量を拡充させた反面、米の生産調整の実施に調整される厳しい農業情勢のもとで、従来の高度成長に依存した事業展開に危機感を抱き始め、農協経営の転換をはかっていたころであった。

1969(昭和44)年には県農協中央会、経済連が中心となり、大型店舗等を持つ46組合を構成員として店舗研究会も発足し、農協の大型店舗(スーパーマーケット)等の経営に関する研究も開始された。共済事業については、引き続き生命共済の新規契約が著しく増加し、1969(昭和44)年度には長期共済保有高に占める割合は建物更生共済とほぼ同等であったのが、1973(昭和48)年度には70%を占め共済事業の中心は生命共済に移った。

1970(昭和45)年に農協が農地等処分事業をできることになり、県農協中央会が中心となって土地対策を進め、農協職員を対象とした宅建取引主任資格試験の受講講習や、宅建業務に関する研究が積極的に進められた。さらに1973(昭和48)年3月には、組合員の立場に立った総合的な土地利用対策を推進するため、県下44の農協と5連合会を会員とした「岐阜県農協土地利用対策協議会」が発足し土地対策に取り組む体制も一段と整備された。

## 3. 石油危機への対応と協同活動の強化

### (1) 総合3ヵ年計画運動期

1971(昭和46)年のドルショック、1972(昭和47)年の世界的な穀物危機、1973(昭和48)年起きた石油危機は、世界の政治経済を揺るがし、日本の農業にも深刻な影響を与えた。

1973(昭和48)年11月に開催された農協創立25周年記念大会において、先に制定されながら実行に不充分さを残した第1次総合3ヵ年計画の成果と反省に踏まえ「第2次岐阜県農協総合3ヵ年計画の実践」が決議され、第2次総合3

ヵ年計画運動に取り組むこととなった。この計画の骨子は、営農団地を軸とする生産販売体制の強化、くらしと健康を守る活動の積極的展開、土地政策の確立と住みよい地域社会の建設と、これに対応できる農協の体制整備をはかっていたことであった。

これによって単位農協のいっそうの合併と系統農協組織の整備が進み、経済事業では農産物販売、生活物資の強化、共済事業の電算化など、農家生活向上をめざす活動がはかられ、条件変化に対応する農協への脱皮が進められていった。

## (2) 協同活動強化運動期

1986（昭和51）年11月の第14回岐阜県農協大会決議により協同活動強化運動の実践を決定し、農協事業のより総合化を強めるための営農、生活活動計画を基軸に、経営刷新計画を含めた総合3ヵ年計画として、地域ぐるみの運動を展開した。1988年の農協創立30周年記念岐阜県農協大会では、さらに徹底した運動展開を図るため、「協同活動強化運動の実践強化に関する決議」を満場一致で採択し、県下の農協をあげてこの運動への取り組みを推進することとなった。

1974（昭和49）年から1983（昭和58）年にいたる時期の農協経営は、1973年のオイルショックを発端とする長期な不況と、1983年度から開始された水田利用再編対策など、農業、農協をとりまく厳しい経済環境に対応し、従来展開してきた運動から組合員参加による討議を基礎においた協同活動強化運動へと運動方法を転換し、組合員と組合の結束をより強固にしてこれを克服していこうとするものであった。

## 4. WTO体制下での農協（JAの改革期）

### (1) 農協活動強化運動前期

農業の国際化に伴う農家及び農家数の激減、農産物販売額の低迷に加え、1980年代半ばからは金融の自由化がなされ、従来の農協体制の再編を迫った。岐阜県農業協同組合中央会では、1985年の第19回県農協大会において「協同活動第2次総合3ヵ年計画運動」を決議するとともに、翌年の合併推進協議会において県内25農

協構想を確認した。

また、1983（昭和58）年12月には、岐阜県農協教育研修所が完成し、厳しい時代に即応できる人材育成の第1歩をふみ出すこととなった。

第20回岐阜県農協大会で決議した「農協強化3ヵ年運動」は、①人と農地を活かす農業づくり、②創意と交流にもとづく地域づくり、③期待と信頼に応える農協づくりを展開し、県内農協25構想にもとづく、農協合併の推進、米消費拡大運動の一環としてのハツシモ、コシヒカリの学校給食導入事業も導入された。

### (2) 農協活動強化運動後期

1991（平成3）年には、新政策に対応して全国農協大会において全国1,000農協を目標とする農協合併の早期実現と、系統組織の事業を原則として「事業2段、組織3段」に再編する方向が確認される。これを受けた県農協大会では、あらためて60農協の25農協への合併集約を決議する。だが、バブル崩壊後の金融資産の目減りと超低金利状態の長期化、金融自由化、金融制度改革によって、農協は大きく再編を迫られることになる。

1993（平成5）年には農協法の大幅な改正が行われ、農協・連合会の金融機能の拡充がなされた。同時に農協CI運動の展開によって、JAという愛称を導入する。

1996（平成8）年には、農協改革関連2法が制定され、JAグループの一層の合併が促進される。岐阜県のJAグループも、この年、岐阜県JA合併構想を決定し、県内農協を9JAに再編することを宣言する。さらに、バイオ解禁問題が具体化するなかで、一層金融面での体力を強化するため、2000年には5JAをめざす構想が打ち出される。このような合併推進の結果、県内農協数は1985（昭和60）年の82農協から2000（平成12）年には21農協に集約されただけでなく、酪農、養鶏、畜産といった専門農協もその数を減少するなかで連合組織も再編され、同じく30組織から11組織へと約3分の1となった。

この間県下では第2次総合農協活動強化3ヵ年運動を展開し、全国運動に呼応しての農協C

I (愛称としてのJAの導入)を推進、またICA東京大会を契機として県内の協同組合間で進められていた協同組合間提携を生協、酪農、森林組合など5連合組織と締結した。

### (3)21世紀へむけたJA改革の実践

1995(平成7)年に新食糧法が施行され、1932(昭和7)年以降約半世紀にわたって続いていた食糧管理制度は抜本的に組み替えられ、需要と供給の安定は生産調整と計画流通制度で運営するシステムとなった。さらに農業政策については、1999(平成11)年の「農政改革大綱」の決定にもとづく「農業基本法」に変わる「新たな基本法」の検討が行われるとともに、WTO農業協定次期交渉についての米の関税化への移行決定など大きな政策転換が進んだ。

このような時代の変化に対応し、岐阜県JAグループにおいても1994(平成6)年第23回県JA大会で「2001年JAビジョンの実現に関する決議」「岐阜県JAグループの事業・組織改革の取り組みに関する決議」を行い、県段階の事業・組織改革を積極的に行っていった。県内では岐阜県JA合併構想にもとづく農協合併が進行し、2007年4月に岐阜地域6農協が合併して全国トップクラスのぎふ農業協同組合が誕生、戦後設立されたときは350だった単位農協は、現在県下7つの大型農協となった。

財界や政府の経済諮問会議や総合規制改革会議等から農協批判が強まる中で、第22回(2000年)、第23回(2003年)、24回(2006年)のJA全国大会は、『農』と『共生』の世紀づくりを基本理念とし、JA改革が単位JA段階と連合組織で強化されている。

### 5. 大転換期における新たな協同の創造

岐阜県に農協が創立され事業を開始して63年、合併・統合から戦前の産業組合時代から形成されてきた系統組織の連合機能とあわせて、大きい経済組織となった。戦後岐阜県の農協を特徴づけているのは(全国的傾向でもあるが)、ドッジ不況から1949(昭和24)年に農協の多くが経営赤字に転落し、農協連合会の経営も破綻するな

ど農協経営再建を余儀なくされた時期、連合会の単位農協の管理統制も強められ、農協再建に関わる政府の指導と統制も強められたことである。さらに、高度経済成長政策を基本とする農政は、農業生産基盤を柱とする補助金農政を促進し、地域と農協の側からは補助金を獲得し、地位農業基盤整備を促す政治的意味としてそれらの構図が定着するが、結果として農協が政府の農政の下請け的な機関となる傾向が生まれた。

しかし、単位農協の合併・統合から大型農協の誕生は、連合会に事業を頼るという構図から自立した事業への変化を生んでいる。戦後農政に対する農業者の不満は大きくなり、農業者の自立した活動への変化として現れてきている。

大転換期における新たな協同の創造」をテーマに、さる昨年10月に開かれた第25回JA全国大会では、「消費者との連携による農業の復権」「JAの総合性発揮による地域の再生」「協同を支えるJA経営の変革」を決議し、これまでの組合員間の協同という基礎を強固にしながら、地域住民との協同など多様な人・組織と確固とした連帯＝「新たな協同」を通じて、さまざまな組合員の営農と暮らしの向上に努める課題を掲げている。

それを受けて昨年11月27日開催された第27回岐阜県JA大会は、テーマ『農』を基軸とした組合員・地域のためのJAづくりのために「地域資源を活用した地域農業振興と安全・安心な農畜産物の提供」「組織基盤・事業基盤の拡充のためのJAファンづくり運動の展開」「協同を支えるJA経営の変革」の3項目を決議した。

組合加入への働きかけとともに、これまで推進してきている食農教育活動、高齢者福祉活動、JAくらしの活動などの活動に引き続き力を注ぎ、地域とのつながりを密にしながらJAを身近に感じる層を増やし、JAグループの組織基盤と事業基盤を強化・拡充を図ることにつながるものと考えられる。

協同組合組織としての原則論、原点に立ち返って組織を立て直し＝「協同組合の再生」で「大転換期」を乗り越えようとい変化をみることができるといえる。

## 第2章 岐阜県農業協同組合の現状と課題

### 2-1 岐阜県の農協の概況

#### 1. 農協の組織と事業規模

岐阜県の農協は、全国でもそうであるように県内最大の協同組合経済を形成している。戦後設立されたときは350だった単位農協は、合併・統合から、現在は県下7つの大型総合農協となり、戦前の産業組合時代から形成されてきた系統組織の連合機能とあわせて、大規模な経済組織となっている。

組合員数は准組合員も含めて、2007年度で314,748人、購買高で808億円、販売高で501億円の事業高である。そして、信用事業の貯金高で26,878億円、共済で100,138億円の経済規模に到達している(表1)。

当初、地方自治体単位(1948年329市町村)に

農協を成立してきたために、単位農協ごとの経済規模は零細であったが、系統連合会といわれる連帯組織が県段階の中央会、経済連合会、信用連合会、共済連合会などの連合組織体によって大きな経済規模を形成してきた。その後の単位農協の合併・統合によって現在は7農協となり、単位農協当たりの経済規模の拡大が進んできた。

しかし表1の2000年度と2007年度数値の比較でみるように、ここ数年は事業的数値の成長よりもマイナス成長の中での厳しい農協経営を余儀なくされている。また、規制緩和と金融・生保自由化などの市場競争構造の変化とともに、それまで農協経営の採算を実質的に支えてきた信用事業と共済事業の競争激化による農協の経営の困難性が予想される。

正組合員の減少も引き続き進行している(表2)。農業者の高齢化とともに次代を担う後継者

表1 岐阜県総合農協の概況数値

項 目	2007年度	2000年度	2007/2000年度比
総 合 J A 数	7 (注)	20	▲ 13
組 合 員 数	314,748人	313,935人	813人
正 組 合 員 数	141,913人	154,454人	▲ 12,541人
准 組 合 員 数	172,835人	159,481人	13,354人
販 売 事 業 高	501億円	549億円	▲ 48億円
購 買 事 業 高	749億円	934億円	▲ 185億円
貯 金 高	26,878億円	24,604億円	2,274億円
貸 付 高	6,056億円	6,645億円	▲ 589億円
長 期 共 済	100,138億円	110,905億円	▲ 10,767億円

※ 各年度『岐阜県農協要覧』より作成。

注 平成20年4月1日現在組合名。ぎふ農業協同組合は岐阜地域の6JAが合併して4月1日に発足しているため、2007年度実数は12となる。

その他のJA名は以下のとおりである。西美濃農業協同組合、いび川農業協同組合、めぐみの農業協同組合、陶都信用農業協同組合、東美濃農業協同組合、飛騨農業協同組合

表2 総合農協(全国・岐阜県)JAの組合員数の推移

(単位:万人)

		1975	1980	1985	1990	1995	2005	2007
全 国	正組合員	577 (75.2)	564 (71.6)	554 (68.6)	554 (64.3)	544 (100.0)	551 (60.5)	489 (51.9)
	准組合員	190 (24.8)	224 (28.4)	253 (31.4)	307 (35.7)	359 (100.0)	386 (39.5)	454 (48.1)
	合 計	767 (100.0)	788 (100.0)	807 (100.0)	861 (100.0)	903 (100.0)	911 (100.0)	943 (100.0)
岐 阜 県	正組合員	14 (66.6)	14 (63.6)	14 (100.0)	15 (55.5)	16 (51.6)	15 (46.9)	14 (45.2)
	准組合員	7 (33.4)	8 (36.4)	9 (39.1)	12 (44.5)	15 (48.4)	17 (53.1)	17 (54.8)
	合 計	21 (100.0)	22 (100.0)	23 (100.0)	27 (100.0)	31 (100.0)	32 (100.0)	31 (100.0)

※ 各年度『岐阜県農協要覧』より作成。( )内数値は正組合員、准組合員構成率(%)



が少ない実態は、食料と地域生産基盤の安定という視点からも重大な問題である。

一方、岐阜県では全国と比較して准組合員比率が高い傾向にあったが、1995(平成7)年に正組合員数に近づき、現在では過半数以上という実態である。准組合員制度は、地域住民にも農協の協同経済事業を利用し協同の輪を広げる積極的意味を持っている。准組合員は農村生活者に農協利用の道を開き農協の地域的性格を与えたものであるが、准組合員に自益権(利用し経済的利益を受ける権利)はあるが共益権(全体の共通利益のための協同組合の管理運営に参画する内容の権利)は与えられない組合員である。結果として准組合員が増大すると議決権や選挙権などの共益権の主なものを与えられていない権利制限された組合員が増大し、組合員相互の平等な権利が問題となり、農協の構成主体そのものの構造が問われるものとなっている。

減少する農家とは対照的に増大する准組合員の構成が、日本の農業生産のあり方とともに農協のあり方の将来方向にとって重要な課題となってきた。

## 2. 組合員の協同活動と農協の事業活動

組合員の協同活動 農協組織は、戦前の産業組合時代には昭和恐慌後の救農対策である農村経済更生運動の一環として衣食住と衛生活動の改善、戦後農協では生活改良普及事業の影響もありカマドの改善や料理講習、家計簿記帳等を展開し「生活」と「地域」の課題を重視してきた。1960年代以降になると農薬の慢性中毒問題、ハウス病、貧血等の農夫(婦)症等切実な農村の生活問題への対応が広がり、1970(昭和55)年開催の第12回農協大会では、暮らしにかかわる活動・事業活動が農協の重要課題として認識され「生活基本構想」が提起された。「構想」では、「生活防衛・向上機能の発揮」「農村地域社会建設」が目的として掲げられ、教育と相談、健康を守る、老人福祉と子供の健全育成、消費生活の向上等の活動が設定されて、品種別の農業生産の技術交流や相互研究にはじまり、女性組合員の生活協同の活動、青年の活動など多様

多様な組合員活動が進められてきた。

協同活動は、農産物の産直活動など都市の消費者や生協の組合員との交流にもつながり、地域と地域が人と人を介して交流する成果を生み、単なる農産物の取り引きを超えて生産者と消費者、生産地域と消費地域の交流と連帯に発展してきた。岐阜県では、1992(平成4)年に岐阜県酪農農業協同組合、岐阜県森林組合連合会、全岐阜県生活協同組合連合会、岐阜県農業協同組合中央会、岐阜県経済農業協同組合連合会の岐阜県内の5組織が「岐阜県協同組合間提携に関する覚書」を調印し、「協同組合の交流・情報交換・事業提携を通してそれぞれが発展し、地域における協同組合の存在価値がさらに高められる」提携活動を本格的に開始した。

最近では岐阜県下のJAが「安心して暮らせる豊かな地域社会の実現と地域貢献」「組合員加入の促進と組合員活性化など組織・事業基盤づくり」(2006年第26回岐阜県JA大会)を掲げ、下記のような取り組みを強めている。

- ・食と農を結ぶJA食農教育の展開。

3JAでプロジェクトを設置し、食農教育プランが策定され、農業体験、地産地消費活動を実施している。

- ・福祉と健康を核とした「高齢者」の生活支援。

3JAでプロジェクトを設置し、高齢者プランを策定し、元気な高齢者を対象に文化教室や営農支援学習、帰農塾等のいきがい支援に取り組んでいる。また、JA助けあい活動(高齢者ボランティア活動)は、7JA22組織の協力員730名が活動している。さらに介護を要する高齢者を対象にJA介護保険事業に取り組んでいる。

- ・JAおよびJAグループ役員等による地域貢献を通じた豊かな地域社会の実現。

組織的なボランティア活動として、5JAで地域の清掃活動を実施しており、他にレジ袋削減運動、介護施設のボランティア、地域のイベントへ参加している。

- ・女性・担い手等のJA運営への参画促進。

女性の正組合員への加入促進は、5JAでとりくまれて現在15.6%の構成率となってい

る(目標25%)。また、女性理事登用は、4JA12名で実現し、女性総代を増やす取り組みも着実に進んでいる。

- ・積極的な情報発信により理解促進をはかる広報活動の展開。

食料・農業・JAグループの理解促進をはかるために、2008(平成20)年から全国的にやっぱり国産農畜産物推進運動「みんなのよい食育プロジェクト」に取り組んでいる。

- ・多様な組合員に対応した新たな組織の育成による組合員組織の再編・活性化。

組合員組織の見直しについては、5JAで支店運営委員会や地区運営委員会を設置している。

さらに第27回岐阜県JA大会(2009年11月)では「組織基盤・事業基盤の拡充のためのJAファンづくり運動の展開」の実現めざし、「組合員の加入促進による組織・事業基盤の拡充」「食と農」を軸とした地域活性化」「組合員との絆を強める高齢者福祉活動。事業の強化」「組合員・地域住民の総合的な支援」「協同組合への理解促進と活動の『場』の設定」の5項目を掲げ、地域とのつながりを密にした生活協同の活動強化をめざしている。

**農協の事業活動** 農家の生産する農産物の販売、農業生産資材と生活物質の購買、生命・火災などの共済事業、預貯金の信用事業、さらに生産活動における各種の利用事業や旅行、冠婚葬祭などの利用事業、そして営農指導事業など農業の生産とくらしに関わる多岐にわたった分野の活動を行っている。

多くの農家組合員は地域の総合農協(単位農協)に加入しているが、その連帯組織が県段階の中央会、経済連合会、信用連合会、共済連合会、厚生連合会と各種の専門別連合会ごとに組織され、その全国連合会が、全国農協中央会(全中)、全国農協連合会(全農)、全国共済農協連合会、全国厚生農協連合会、全国新聞情報農協連合会、の5連合に組織され、信用事業の全国連帯組織として農林中央金庫が機能している。単位農協ごとに経済規模は小さくとも県、全国へと積み重ねられた経済規模は大きなものとなる。

以下、県連合会の事業を概観する。

- ①岐阜県農業協同組合中央会(JA岐阜中央会)

中央会は農協法にもとづいて設けられた指導機関で、農業協同組合連合会を会員として、それらの会員の営農指導事業の機能強化、経営指導、組織及び事業の指導、監査、人材育成、食農教育、広報など多様な任務を担うほか、行政へ建議を行う機能を持っている。

岐阜県JAグループが意思統一し、活動を展開していくため、各組織を横断した調整を行っている。

- ②全国農業協同組合連合会岐阜県本部(JA全農岐阜)

県単位の農協連合会のひとつである岐阜県経済連が、組織力のより一層の強化と物流の合理化をめざして、2001(平成13)年3月、JA全農と合併し、「JA全農岐阜」となった。販売事業(農家組合員が生産する農畜産物を、JAを通じて集荷販売する事業)と購買事業(農畜産物の生産のために必要な各種農業用資材や生活用品を、JAを通じて農家組合員に供給する事業)が主な事業である。

- ③岐阜県厚生農業協同組合連合会(JA岐阜厚生連)の事業

JA岐阜厚生連は農業協同組合法に基づき設立された法人であるが、公的医療機関として位置づけられており、JA組合員だけではなく、地域住民に対しても広くそのサービスの提供につとめている。人の健康や生命に直接的に関わる事業体として、県内病床数の約1割を占める規模で地域住民へ医療サービスの提供を行っている。また、健康管理、老人福祉、保健資材の各事業についても、JAグループ・県市町村・医師会等との連携・協調を深め、活発に推進し、健康で豊かな明るい地域づくりに貢献している。

- ④岐阜県信用農業協同組合連合会(JA岐阜信連)

同会は協同組合精神のもと、県下JAバンクの中核的機関としてJAをはじめとする会員の事業の振興、並びに地域社会の発展に貢献することを使命として、事業を展開している。昨今のJAバンクをとりまく金融環境は、メガバンクをはじめとする多くの金融機関が不良債権処

理を終え、リテール市場において優良顧客の囲い込みを強化するなど経営スタンスを積極化させ、更なる競争の激化が避けられない状況となっている。このような情勢下において、JAバンクが組合員をはじめ利用者より選ばれる存在であり続けるために、新BIS規制への対応や内部統制の強化等コンプライアンス態勢やリスク管理態勢の強化・拡充に取り組み、JAバンクの信頼性確保、インフラの整備拡充、不良債権処理の促進等、健全性確保に努めている。

さらに、JAバンク基本方針に定める総合戦略に基づき策定した中期経営計画（平成19年度～21年度）のJAバンク中期戦略支援等基本戦略の実践に取り組んでいる。今後とも当会は地域金融機関としての社会的役割と責任を認識し、JAバンクの一層の充実と事業の拡充に努力している。

## 2-2 協同組合としての農協の課題

1960年代以降の高度経済成長は、農村から都市へ大量の労働力を移動させ、農村地域も農業生産の近代化、農業構造改革、農業生産物の選択的拡大など大きな変化を促す一方、過疎と過密という局面も拡大させた。

都市近郊の農業環境は都市化の波に洗われ、1980年代には都市周辺部の農村も都市化の波が著しく進み、農用地の市街化区域や調整区域の線引きから、都市及び周辺部において農業そのものが維持できないような環境変化が進んだ。一方、中山間地に代表されるような地域では次代を担う青年が都市へ流失するなど過疎化が進み、農業生産そのものが維持できないような事態が進行している。このような地域社会の変化がもたらす環境変化は、農村地域の農協、都市近郊農協のどちらの存立基盤を大きく変化させている。

ここでは、以上のような地域社会変化がもたらす農協の地域における位置と役割の変化から、現在と将来を考える上で重要と思われる課題を考えてみた。外部環境の困難性ととともに、巨大組織化した系統組織の合理化と再編、単位農協の広域、大型合併と農協の歴史的な経過にみら

れ組織的特質からくる困難性の面もあり、農協の課題を、①協同活動の強化、②組合員主体の農協運営、③地域協同組合への道、の3項目で問題提起する。

### 1. 協同活動の強化

第25回JA全国大会で、これまでの組合員間の協同という基礎を強固にしながら、地域住民との協同など多様な人・組織と確固とした連帯＝「新たな協同」を通じて、さまざまな組合員の営農と暮らしの向上に努める課題をかかげ、さらに第27回岐阜県JA大会では「組織基盤・事業基盤の拡充のためのJAファンづくり運動の展開」の実現めざし、「組合員の加入促進による組織・事業基盤の拡充」「『食と農』を軸とした地域活性化」「組合員との絆を強める高齢者福祉活動。事業の強化」「組合員・地域住民の総合的な支援」「協同組合への理解促進と活動の『場』の設定」の5項目を掲げ、地域とのつながりを密にした生活協同の活動強化をめざしている。

農協の協同活動は、前節でふれたように、戦前の産業組合時代には昭和恐慌後の救農対策である農村経済更生運動の一環として、戦後は生活改良普及事業と農業の慢性中毒問題など切実な農村の生活問題への対応が広がり、1970（昭和55）年開催の第12回農協大会で暮らしにかかわる活動・事業活動が農協の重要課題として認識され「生活基本構想」が提起され、女性組合員の生活協同の活動、青年の活動など多種多様に進められてきた。

農村の都市化・混住化、兼業化の進展に伴う組合員の多様化によって、従来の組織、事業活動が困難になってきている現在、組合員が自発的、主体的に組合運営に参加することを重点に置いて協同活動を進め、協同の力により営農と地域農業を確立し、物心両面にわたる豊かな生活を、地域住民と手を取り合って実現することが求められている。購買や販売といった事業は大規模化しやすく、市場競争を背景に効率化を求められ地域から離れがちとなるが、それだけに、より小規模の、福祉協同や子育て協同、直売市や農業生産協同などの新たな、小さな協同

を多様に、意識的に組み立てることが大切である。農協の内部に小さな協同を位置づけることは、農協を活性化させ、農協が地域づくりに積極的に関わることになり、そこから地域づくりと結びついた新たな協同組合像を展望することも可能となってくる。

## 2. 組合員主体の農協運営

農協経営の厳しい現状とともに、自立的な農業経営者が農協を利用しない農協離れ、農家組合員の減少と都市部で増大する准組合員問題からの都市近郊農協問題、巨大な連合会運営の民主化と活性化、農協運営への組合員参加、経営マネジメント力の強化など現在の農協をめぐる課題は複雑、多様である。

これらの課題は日本の総合農協の特質から生まれていると考えられている。例えば、地域全農家の加入と農村生活者准組合員制度を持ち、農家の不可避的加入と集落の伝統的農家結合の体質と農村在住の非農業者の加入という組織的特質は、農協の職能的性格を曖昧にする結果となり、総合的事業を行なう多角経営、行政補完機能、圧力団体的性格という指摘がされてきた。協同組合経済組織としての主体をどこにおくのか、行政組織から自立した農業生産者の協同事業を自主的、民主的にどのように管理運営するのか、農政の下請けでなく国民的立場から農業者の自立した農協運動をどのように創造していくかという課題に直面している。

それは、単位農協の合併・統合による組織と事業の巨大化に適合させた組合員主体の農協運営、組合員の多数の農協運営の参加、および代議制に基づく協同組合運営に組合員の声が反映される組織のしくみや運営方法の改革の課題でもある。1991年に農協合併推進と系統2段階制の実現をうたった「全国農協中央会総合審議会答申環境変化に対応する農協の組織・制度・滋養運営の将来方向について」は、同時に組織・制度の将来方向について、①後継者・女性の農協加入の促進と②准組合員対応強化の2つの対策をうちあげた。

いうまでもなく協同組合の主人公は組合員で

あり、協同組合の事業を組合員のくらしを起点にした事業の組み立てが不可欠である。農協では生産品目ごとに部会運営などを進めたり、女性や青年の参加を部会運営で進められている。組合員資格を農家1戸に代表者1人ではなく、農業に主要な担い手として従事している女性、青年を組合員として組織し、積極的に運営への参画を図る組織政策への転換が求められる。

また、農業生産が集団化している実態は農村地域に農事法人、生産組合とともに株式会社組織設立による事業活動も増大させている。それらの協同生産単位と農協との関係も、取引行為を基礎とした大口需要者としての協力連携関係に加え、農村地域における地域づくりの協同運営関係への改善整備という組織政策、事業政策の改革が求められている。

農協の組合員主体への運営への転換は、全国段階と県段階の連合会の視野からの連帯という逆転構造（トップダウン）を、単位農協の要求に基づく連帯（ボトムアップ）の経済行為という関係に改革することが必要である。大都市市場からのマクロのニーズという視点も大切だが、それを優先するのではなく、地域ニーズとの整合性という視点からの連合会運営への転換が求められる。

第27回岐阜県JA大会は、「組織基盤・事業基盤の拡充のためのJAファンづくり運動の展開」を掲げている。JAファンづくりは具体的に組合員拡大ということになるが、現実には正組合員が減少傾向にある下では組合員拡大は準組合員の拡大となる。準組合員は議決権・選挙権をもたない（農協法第16条）が、組合員として組合員は1人1票の平等な議決権をもつという協同組合原則からしても、それをもたない組合員が多数を占めることは協同組合としての農協のあり方として克服しなくてはならない課題といえる。

戦後すぐに設立された岐阜県の農協数350は、当時の市町村数329の1.06倍（岐阜市などでは旧市町村単位で設立のため）にあたり、現在の小（中）学区に存在する農協支所の区域にほぼ相当する。組合員と直接に接する支所は、組合員の土

着性に依拠し、その地域の組合員の意見を聞き、積み上げて行うボトムアップ型、組合員主体の農協運営にとって重要な位置にある。組合員代表によって構成される支所運営委員会を設け、組合の方針決定や意思決定に積極的に参加できる制度づくりが大切である。

これらの組合員主体の農協運営を基礎とした農協の経営革新、そして組合員の願い、単位農協の要求に応える連合会運営への改革が、現在の農協経営の困難性を乗り越える大きな課題である。

### 3. 地域協同組合への道

過疎化が進む農村地域では、農業の衰退ばかりではなく他の産業の衰退も進行し地域社会維持そのものが困難な状況が見られる。このような地域における農協の存在は、地域農業を支えるばかりではなく、地域のすべての人々の協同をささえる地域協同組合としての役割や期待がよせられる存在となっている。民間事業組織は経営採算を割り込めば事業組織の撤退が可能ではあるが、農協は組合員が減少しても存在している限りその協同事業を継続させなければならない。自治組織とともに、地域の生産と暮らしを支える地域住民の協同による地域づくりが期待される協同組合組織である。農業生産に関わる協同を基礎に、地域の消費や福祉・医療をはじめ地域の各種の社会サービスの担い手として、また地域づくり、仕事起こしの協同の担い手として、農協は地域協同組合としての役割が期待されている。

一方、都市化した地域および都市近郊部の農協と地域社会の関係でも農協の果たす役割は変化している。都市近郊農協の事業の核は、都市近郊農業を支えることはもちろんのことながら、実態としては農地の市街化による農地売却資産の管理および土地をはじめとした資産運用管理という信用事業が中心的な事業にシフトされてきた。この間、地方における農業者以外の地域住民の農協の加入者である准組合員数が都市近郊農協で増加している。地域住民が主に信用・共済の分野で利用する実態が進行し、農業者

の協同組合から都市住民が利用する農協へと変化している。

しかし、都市近郊部におけるそのような農協の果たす役割は、都市農業を支えることを第一義的な役割として位置づけ、都市農業を支える協同を基礎に、都市住民との地域協同という発展をめざして農協が果たす役割を検討する必要がある。

このように、農村地域社会と都市近郊農業の変化は、それぞれの地域社会での農協の位置と役割を、農村地域社会の協同組合から地域協同的性格を強めた協同組合へと変化させている。農協は、地域社会と正面から向かい合い、地域社会において期待される協同経済の担い手としての役割をどう発揮するかが問われている。

## 第3章 新たな農協活動の実践、そして展望

農畜産物の長期低迷、農業者の高齢化、担い手不足という今日の危機的状況は、農協法公布時の厳しい情勢と同じだ。相互扶助の精神を引き継ぎ、環境に合わせた組織・事業運営をどう展開するかが農協に問われている。しかし岐阜県の農協はこの対応に遅れている。准組合員として増加する非農家組合員や社会貢献が大きく期待されている地域を対象とした事業の経験が不足のうえ、農協の総合事業の多くが同種企業と地域で競合していて、農協経営も厳しくなっている。

このような環境で、岐阜県の農協の果たす役割と展望を①農業生産と農村地域生活、②都市近郊農業と農協、③生産者と消費者の協同一「農」と「食」を協同でつなぐ、④地域協同組合としての農協の展望、として述べた。その実現のための具体的な将来ビジョンを構築するために、最近全国の農協と大学で急速に進展している産学官連携、産学連携の重要性を強調した。食という人間の命に関与する農業生産という産業の協同の担い手を核とした農村地域再生への展望づくりへ、生産から消費を横断的に研究し、枠を超えた新たな視野で農協の役割を明確にし、農業と地域振興に貢献しようとする動きである。

このような課題、期待が農協に求められているが、すでにいくつかの農協では新しい農協の姿を展望する実践も生まれ始めている。それらを①組合員の協同活動、②組合員主体の農協運営、③地域づくりに貢献する農協活動の実際例で示し、農協の果たす役割と展望を①農業生産と農村地域生活、②都市近郊農業と農協、③生産者と消費者の協同—「農」と「食」を協同でつなぐ、④地域協同組合としての農協の展望として述べる。

### 3-1 新たな農協活動の実践

#### 1. 組合員の協同活動

農協は人々が生きるための食料生産の担い手の協同組織である。食料を海外生産に依存し続けることは、一昨年の穀物需給のひっ迫と価格の高騰をみてもますます困難な事態になることが予測される。いまこそ日本社会における食料、農業の位置を本質的に見直し、農業の再生と食糧問題の解決に新たな展望を切り開くことが求められている。それは消費者の側にとっても「何をどのように食べるか」という基本的問題として考えなければならないことである。食の安全・安心という消費者の願いは、「食」のづくり手としての「農」をどのように形成するか深刻な課題として浮かび上がる。「農」(生産)の担い手と「食」(消費)の側が結合した協同を、今以上に進めることが求められる。

県下の農協では「食と農」への理解促進とJAファンづくりをすすめ、地域の活性化をめざす取り組みとして「食と農を結ぶJA食農教育プラン」を策定し、農業体験、地産地消活動を実施している。食農教育の指導者として、県内JA女性部員を中心に「食農リーダー」を養成、これまでに256人のリーダーが誕生し、各地域で活躍している。

県JA女性連絡協議会は、この食農教育活動の中核として大豆の栽培、加工、消費(交流)を通じて「食」と「農」の大切さを感じてもらおうと「まめなかな」運動に取り組んでいる。広域合併の中、支所、販売施設を拠点に地元小学校や消費者との体験交流など、農業と地域活

動の現場で活躍している女性たちの経営参加が期待されている。

JAぎふでは昨年4月「田舎 結 ポータルセンター」を開設し、岐阜市を中心とした都市住民と中山間地との交流から、あらたに地域協同の構築をめざしている。現在は山県市美山地域と、JAぎふファーマーズマーケット「おんさい広場」利用者と岐阜大学生などとの交流を進め、同地域の人や自然、文化、農産物などの地域資源を生かした農業振興や食育の推進をめざしている。

JAひだとJA全農岐阜は、高山市国府町の荒城郷の農業体験交流館で、名古屋市や岐阜市などから家族連れで参加する農業体験ツアーを開催、春の田植えから稲刈り、サツマイモ堀り体験など年間を通して企画している。

写真1 荒城農業体験交流館



(備考) 地域住民がボランティアで「農家先生」となり体験参加者に農業を伝えている。

これら『食と農』を軸とした地域活性化に加え、第27回岐阜県JA大会(2009年11月)で掲げた「組合員との絆を強める高齢者福祉活動・事業の強化」「組合員・地域住民の総合的な支援」「協同組合への理解促進と活動の『場』の設定」など、地域とのつながりを密にした生活協同の活動強化を展開している。

「農」の担い手と「消費」の側が結合した協同が今以上に必要な現在、これらの取り組みは消費の側の協同の担い手の生協と重なる活動が多く、食と農の保全への農協と生協の双方の役割

としての戦略的提携をどのように描いてくかが求められている。それは単に農産物の取り引と交流ではなく、生産とくらし、地域をまるごとと交流する関係として消費者と連帯することであり、機能化された都市と豊かな自然と「農」に満ちあふれた農村との結合は、社会的豊かさの本質をになう存在としての価値を増すことになると考えられる。

## 2. 組合員主体の農協運営

第2章で掲げた、組合員主体の農協運営を基礎とした農協の経営革新、そして組合員の願い、単位農協の要求に応える連合会運営への改革の課題について、現状の到達点を第27回岐阜県JA大会では次のように総括している。

### ・組合員加入促進対策の取り組み

組合員加入メリットの明確化は、5JAで取り組んでいるが、正・準組合員や女性部員、青年部員のメリットの差別化はすべてのJAで取り組みがされていない状況にある。

### ・女性・担い手のJA運営への参画促進

女性の正組合員への加入促進は、5JAで取り組まれているが、県下目標の25%以上に対して15.6%と低い状況にある。また、女性理事登用は、4JA12名で実現し、女性総代を増やす取り組みも着実に進んでいるが、JA間で取り組み格差がある。

### ・多様な組合員に対応した新たな組織の育成による組合員組織の再編・活性化

組合員組織の見直しについては、6JAで支店運営委員会や地区運営委員会を設置している。活性化方策の策定、ファンづくりによる事業利用促進については、全JAが検討段階にある。

それを受けた課題認識として「正組合員基盤の弱体化が懸念されるなか、女性等のJA運営への参画促進、JAファンづくりの一環としての食農教育活動の展開や高齢者福祉活動での“にこにこ隊員”の養成やJA介護保険事業強化などを通じた組合員との絆を強める取り組みの一層の強化」「支所・支店統廃合後の組合員との接点強化」など、引き続き取り組むべき重要課題

であるとしている。目標に加えて、課題の共有化と全JAにおいて実現への中長期の計画と行動を期待したいところである。

その点で特筆すべきは、東美濃農協が昨年度、これまで2人だった女性理事が一挙に6人に増えた(理事定数32人)。また総代数においても、正組合員のうち約20%が女性組合員に対し、16人しかいなかった女性総代が115人誕生した(総代定数600人)ことである。同農協は事業計画の基本項目に「女性の経営参加」を掲げ、農業や食の分野で活躍する女性の意見を取り入れながら、組織の活性化をめざす方針である。

これまで農家の女性たちは「みなし組合員」として扱われ、組合員は男性という実態があったが、農協の女性組織の主体的活動がくらしや生活文化の活動、都市消費者との交流などの諸点で活発に行われ、最近では「JA女性行動目標」がJA全国大会で確認されるなど、農協、地域社会で女性の果たす役割が確認され、農協の組織として大きな位置づけを与える変化が生まれている。組合員が農協の運営に主体的に参加する実体を形成するには、組合員主体の組合員自身のいきいきした協同活動を多様に組織することであり、そのエネルギーが農協運営の全体に対しても個々の組合員の声を寄せ合い、活動を寄せ合って組織全体の活発な協同経済の活動へと結実していることを教えている。

## 3. 地域づくりに貢献する農協活動

すでに、地域社会において県下の農協は農業基盤をささえる協同経済組織という基本的役割を超えて、地域社会に機能する協同組合という性格を強めつつある。

例えば、いびがわ農協小島支所に併設されている揖斐川町の「グリーンネット・いび」(揖斐川町総合営農指導拠点施設、いびがわ農協と揖斐川町とで共同運営)では、農業技術、経営改善指導、農業振興組織の育成に加えて農業生産品目を市場に出荷するのではなく、農村における農産物の加工場に研究機能を付加したネットワークを構築して加工度を上げ、付加価値を創造する生産品目の総合的な協同事業を進めてい

る。その取り組みを通して地域農業を活発にするだけでなく、地域の労働の場を創造したり、体験農園、水稲オーナー制度など消費者との交流を深め、地域経済発展の芽を育てるという地域経済やくらしに貢献する住民参加型の先進的な、地域づくりに機能している。

いびがわ農協大野営農センターで2007年5月から開催している大野町柿塾は、月1回の講義と現地講習で栽培管理や新品種の特性を学び、本栗市の柿優良園視察、県農業技術センターの糖度向上試験の見学などを行っている。この塾は、生産者の高齢化、後継者不足が課題とされていた大野町特産の柿の担い手を確保する目的もあり、30代後半から60代前半までの柿生産者が参加、産地の維持、活性化をはかりながら、定年退職者の帰農促進、若手生産者の育成に努めている。

また、1992（平成4）年に県内の農協、生協、酪農、森林組合など5協同組合連合組織が締結した協同組合間提携覚書で掲げた5つの課題、①生産と消費の交流の促進、②提携事業の推進、③協同組合施設・機能の共同利用、④健康・高齢化への対策、⑤環境問題への協同の取り組みは、農業・地域産業という生産者側とその生産物を消費する都市消費者の「産・消提携」として発展しつつある。農産物の「産直」から地域と地域の生産とくらしがまるごとつながる、連帯するという発展へ進みつつある。

農村地域社会と都市近郊農業の変化は、それぞれの地域社会での農協の位置と役割を、農村地域社会の協同組合から地域協同的性格を強めた協同組合へと変化させている。農協は、地域社会と正面から向かい合い、地域社会にける協同経済の担い手としての役割が期待されている

### 3-2 農協の果たす役割と展望

次に、農協の将来を展望しつつ、農協の果たす役割を見てみたい。

#### 1. 農業生産と農村地域生活

WTO経済体制による農産物の輸入自由化は、農業生産に対する競争原理と効率を導入することを求め、家族経営から法人経営への生産形態

の変化も生まれている。

各生産品目の部会活動が、農産物自由化による輸入農産物に対抗して各地の農協で活発に行われ、農産物の生産技術の向上や農法の技術開発、有機農法のための土づくりなど多様な組合員の主体的活動が広がり、それらの活動を農協全体がささえ、促進するという実践が各地で生まれている。農協への期待は、階層分化する農業側との生産とくらしを総合的に支えるという役割とともに、新しい生産協同への期待がかかっている。また、食と農をささえる農村地域社会は日本社会の本質的豊かさの源泉ともいえる。その農村社会を支える農協として、農業生産の担い手づくりへの協同と農村地域社会の再生への協同の担い手をつくるという2つの役割が農協に期待されている。この2つに対する具体的な将来ビジョンを構築する課題がある。

地域農業の伝統的あり方と地域条件を今一度冷静に見つめ直して、これまで培った農業者・行政・試験研究機関と農業協同組合との相互協力体制で、農業と地域振興にむけた活動の強化が望まれるところである。

将来ビジョンの構築のうで注目したいのは、最近全国の農協と大学で急速に進展している産学官連携（京都府）、産学連携（島根大学とJAグループ島根、宮崎大学とJA宮崎中央会、早稲田大学と農林中金、筑波大学とJA茨城厚生連、三重大学とJAグループ三重、福島大学とJAグループ福島、福岡大学とJA福岡市など）で、生産から消費を横断的に研究し、枠を超えた新たな視野で農協の役割を明確にし、農業と地域振興に貢献しようとする動きである。農業生産という産業の協同の担い手を核とした農村地域再生への展望づくりへ、産学連携も重要な課題といえる。

#### 2. 都市近郊農業と農協

都市近郊部では、農業の存立基盤そのもの崩壊につながりかねない事態がいつそう進行することが懸念される。そのような進行は、都市地域社会と自然、農業というつながりによる空間的ゆとりと豊かさの観点から、都市近郊農業の



存在意義が改めて問われている。農協の課題が、都市近郊農業の維持と再生における都市近郊農協のはたす役割、増加する都市住民の農協事業利用への対応としてでてくる。また、第3章でふれた准組合員の存在も大きい。この制度は、非農家である地域住民に農協が利用できるような農協の地域的性格を与えたものであるが、准組合員には農協の管理運営に参画する内容の権利、議決権や選挙権がない。岐阜県ではすでに過半数が准組合員であり、都市近郊部の農協ではこの傾向がさらに強く、組合員相互の平等の権利と農協の民主的運営と将来のあり方にとって重要な課題となってきた。

### 3. 生産者と消費者の協同

#### —「農」と「食」を協同でつなぐ

農業は、土地と密着した「生命産業」であり、「食」も農業に強く依存し、食べ物の自給段階では「農」と「食」は一体であり、風土的、地域的特色(郷土食)を強く持っていた。食べ物の商品化(加工食品、外食、中食等)と、グローバル化で食料の海外依存が進み、わが国の食料自給率は40%と深刻な事態を迎えている。食生活の分野では「日本型食生活」から「欧米型食生活」への変貌と食卓における「孤食」「個食」など、食文化と食規範のあり方が問題となっている。

日本農業の再生と食糧問題の解決に新たな展望を切り開くことは、消費者の側にとっても「何をどのように食べるか」「安全な食料は日本の大地から」という基本的問題として考えなければならぬことであり、「農」と「食」の日本社会のあり方として問われている。

「農」と「食」の一体化(関係性回復)を求める運動が、スローフード運動、フードマイレージ、フェアトレード、身土不二などの地産地消運動として、世界的・同時に拡大している。「食」の担い手と「消費」の側が結合した協同を、今以上に進めること重要となっている。「消費」の側の協同の担い手の生協と、「農」の担い手の協同組織の農協が、単に農産物の取引と交流ではなく、「農」と「食」のあり方を模索し、食

と農の保全への農協と生協の双方の役割としての戦略的提携をどのように描いてくかが求められている。

「農」と「食」の関係性回復を求める地産地消運動は、住民の生活領域における地域資源を再発見し、都市と農村との結合による食生活・食文化創造という、新たな食料運動として進行していくことになると思われる。

### 4. 地域協同組合としての農協の展望

第3章でみたように、県内で農業生産から生活全般にいたるまで総合的な事業を営む協同組合としての農協は、岐阜県の協同組合運動の中心的存在でもある。生協等各種協同組合との提携、非営利組織・NPOの自立的発展を農協がそれを支援し、連帯するという立場が求められている。その役割は、農協自身の経営的、組織的な構造的危機からの自己改革としても、新しい協同の生命力から学びつつ、支援するという関係からもいっそう大きな期待が寄せられている。

また、変化する地域社会の再生という課題にとっても、地方自治体の役割とともに地域における大きな存在である農協への期待は大きい。地域社会の協同経済組織としての役割は、農業生産の協同を核として地域のくらし全般におよぶものとして期待されていることでもある。

地域社会の産業、地域のくらしである消費、労働、福祉、医療など各種の社会サービスの担い手としての役割を総合的機能として農協が果たしている役割は大きい。

「岐阜県協同組合間提携に関する覚書」は、前文で「協同組合の交流・情報交換・事業提携を通してそれぞれが発展し、地域における協同組合の存在価値がさらに高められる」ことを提起している。また具体的な活動の領域として、①生産と消費の交流、②提携事業の推進、③協同組施設・機能の共同利用、④健康・高齢化への対応、⑤環境問題への協同の取り組み、を掲げている。

これまで県連合会段階だった提携活動を、県下各地域での提携活動へと広げ発展していくことも課題である。各地域の協同組合、各種の非

営利・協同のネットワークを地域社会で形成し、地域協同の中核的担い手としての役割を果たすことが、農協の未来像を発展的に描くことになると考えられる。

## おわりに

農業協同組合法の公布、施行（1947年）によって1948年に全国に農協と連合会が誕生して63年、人生では還暦を越えたことになる。農協は設立以後、販売、購買、信用、共済各事業の充実、病院の設置などを実践、多くの波乱を乗り越えながら、農村、農家のために発展を担い、国民への食糧生産基地として貢献した農協の業績を讃えたい。63年の間に農業・農協をめぐる環境は大きく変わり、深刻化する日本と世界の食料・農業問題、農村、地域社会の変貌は、現在の農協に新たな課題を提起している。

本論文では、岐阜県における農業協同組合の歴史、軌跡を学び、いま農協に期待される内容、そしてそれを担うにふさわしい協同組合らしさとは何かを考え、今後の課題と展望について何らかの方向を示そうとした。

農畜産物の長期低迷、農業者の高齢化、担い手不足という今日の危機的状況は、農協法公布時の厳しい情勢と同じである。岐阜県における農業協同組合の軌跡を、明治始めから現代までたどることによって確信できたことは、地域、時代、組織や事業の基盤が変わっても、変わらず、変えてはならない協同組合の思想（理念）＝相互扶助の精神である。この精神を引き継ぎ、環境に合わせた組織・事業運営をどう展開するかが農協に問われている。しかし岐阜県の農協はこの対応に遅れている。准組合員として増加する非農家組合員や、社会貢献が大きく期待されている地域を対象とした事業の経験が不足のうち、農協の総合事業の多くが同種企業と地域で競合していて、農協経営も厳しくなっている。

このような環境で、岐阜県の農協の果たす役割と展望を①農業生産と農村地域生活、②都市近郊農業と農協、③生産者と消費者の協同―「農」と「食」を協同でつなぐ、④地域協同組合

としての農協の展望、として述べた。その実現のための具体的な将来ビジョンを構築するために、最近全国の農協と大学で急速に進展している産学官連携、産学連携の重要性を強調した。食という人間の命に関与する農業生産という産業の協同の担い手を核とした農村地域再生への展望づくりへ、生産から消費を横断的に研究し、枠を超えた新たな視野で農協の役割を明確にし、農業と地域振興に貢献しようとする動きである。

本稿に続き、共同研究として県下の7農協の歴史と現状、及び岐阜県の農業、農村実態調査を継続課題として考えている。岐阜県の地域農業の伝統的あり方と地域条件を改めて見つめ直して、農業協同組合の発展と農業、地域振興の方向を明確にしていく予定である。

最後になりましたが、本稿作成にあたり、県下農協の歴史、現状に関する資料提供と貴重なご助言をいただいた岐阜県農協中央会・岐阜県厚生連常勤監事の加藤修様（当時）、岐阜県農協中央会農政部長の木全孝様、取材と施設見学に親切に対応していただいた県下7農協の役職員の皆様には、心からの感謝を申し上げます。

## 【参考文献】

- ・岐阜県『岐阜県史 通史編 近世下』（大衆書房、復刻版、1984年）
- ・岐阜県『岐阜県史 通史編 近代上』（大衆書房、復刻版、1985年）
- ・岐阜県『岐阜県史 通史編 近代中』（大衆書房、復刻版、1980年）
- ・岐阜県『岐阜県史 通史編 近代下』（大衆書房、初版、1972年）
- ・岐阜県『岐阜県史 通史編 続・現代』（岐阜県、初版、2003年）、162頁。
- ・揖斐川町『揖斐川史 通史編』（揖斐川町、初版、
- ・丹羽邦男、伊藤克司『岐阜県の百年』（山川出版社、初版、1989年）
- ・松田之利編著『岐阜県の歴史』（山川出版社、初版、2000年）
- ・岐阜県農協30年誌編集委員会『岐阜県農協30年誌』（同編集委員会、初版、1978年）
- ・岐阜県JAグループ『岐阜県JA50年のあゆみ』（岐阜県JAグループ、初版、1999年）
- ・岐阜県農業協同組合中央会『第27回岐阜県JA大会議案書』（同中央会、2009年）
- ・県下7農協の2009年『総代会議案書』及び『ディスクロージャー（情報公開誌）』（2009年）

## 岐阜県における農業協同組合の課題と展望(鈴木・渡邊・小川)

- 日本農業新聞『JA農業協同組合名鑑(平成22年度版)』  
(日本農業新聞、2010年)
- 岐阜県『岐阜県農林水産統計書』(岐阜県、各年版)
- 岐阜県『岐阜県農協要覧』(岐阜県、各年版)
- 協同組合経営研究所『新協同組合とは』(協同組合経営研究所、改訂版、2007年)
- 全国農業協同組合中央会『新版農業協同組合論』(家の光協会、初版、1999年)
- 小池恒男編著『農協の存在意義と新しい展開方向』(昭和堂、初版、2009年)
- 田中秀樹『地域づくりと協同組合運動』(大月書店、初版、2008年)
- 田代洋一編著『協同組合としての農協』(築波書房、初版、2009年)

